

# 仙台市農政推進協議会要綱

(昭和55年4月 市長決裁)

(設置)

第1条 農政に関する諸問題を協議し、市域の農業の安定的拡大を図るため、仙台市農政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の農政の将来構想及び基本方針に関すること
- (2) 検討委員会及び専門部会の設置並びにこれらの所掌事務の範囲に関すること
- (3) 農作物に係る災害対策に関すること
- (4) その他農政推進のための重要事項に関すること

(組織及び職務)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 別表第1に掲げる職にある者
  - (3) 前2号に定めるもののほか、農政に関し知識又は経験を有すると市長が認める者
- 2 協議会に会長を置き、委員である仙台市副市長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(農作物災害対策本部)

第5条 会長は、農作物、農業用施設等に係る災害が発生したとき又は発生するおそれがあると認めるときは、当該災害への対策を講じるため、協議会に農作物災害対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

2 本部員は協議会の委員をもって充て、会長が本部長となる。

3 本部長は、第一項の災害が発生するおそれなくなったと認めるとき又は当該災害に対する措置が完了したときは、本部を解散する。

(検討委員会)

第6条 協議会に市の農政の将来構想、基本方針等に関する重要事項を調査検討させるため、必要に応じ検討委員会を設置することができる。

2 検討委員会の委員は、学識経験者、関係機関若しくは関係団体の役職員又は市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 検討委員会の委員の任期は、協議会から付託された事項の検討が終了したときまでとする。

4 検討委員会の組織及び運営に関しては、会長が協議会に諮って定める。

(専門部会)

第7条 協議事項に係る事務的事項を検討するため、協議会の下部組織として、必要に応じ専門部会を設置し、事務手順、処理方法等を検討させることができる。

2 専門部会の委員は、別表第2に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。

3 前条第4項の規定は、専門部会について準用する。

(資料提出その他の協力)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局の職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求める。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、経済局農林部農政企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附則(昭和61年5月改正)

この改正は、昭和61年5月15日から実施する。

附則(昭和62年11月改正)

この改正は、昭和62年11月26日から実施する。

附則(昭和63年4月改正)

この改正は、昭和63年4月1日から実施する。

附則(平成5年11月改正)

この改正は、平成5年11月30日から実施する。

附則(平成8年4月改正)

この改正は、平成8年4月1日から実施する。

附則(平成8年12月改正)

この改正は、平成8年12月16日から実施する。

附則(平成9年4月改正)

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附則(平成10年3月改正)

この改正は、平成10年3月2日から実施する。

附則(平成10年4月改正)

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附則(平成10年6月改正)

この改正は、平成10年6月2日から実施する。

附則(平成11年3月改正)

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附則(平成11年8月改正)

この改正は、平成11年8月2日から実施する。

附則(平成12年3月改正)

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附則(平成13年6月改正)

この改正は、平成13年6月19日から実施する。

附則(平成13年9月改正)

この改正は、平成13年9月26日から実施する。

附則(平成14年4月改正)

この改正は、平成14年4月25日から実施する。

附則(平成15年4月改正)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附則（平成15年8月改正）

この改正は、平成15年8月1日から実施する。

附則（平成16年4月改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附則（平成16年7月改正）

この改正は、平成16年7月9日から実施する。

附則（平成17年4月改正）

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附則（平成18年4月改正）

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附則（平成19年4月改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附則（平成21年4月改正）

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附則（平成24年4月改正）

この改正は、平成24年4月1日から実施する。

附則（平成27年6月改正）

この改正は、平成27年6月1日から実施する。

附則（平成28年4月改正）

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年4月改正）

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附則（令和2年4月改正）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

#### 別表第1（第3条関係）

- 1 仙 台 市 副 市 長
- 2 仙台市議会経済環境委員会委員長
- 3 仙台市議会経済環境委員会副委員長
- 4 仙台市農業委員会会長
- 5 仙台農業協同組合長
- 6 宮城県農業共済組合地区担当理事
- 7 宮城中央森林組合長
- 8 仙台市土地改良区連絡協議会会長
- 9 東北農政局宮城県拠点地方参事官
- 10 宮城県仙台地方振興事務所長
- 11 特定非営利法人仙台・みやぎ消費者支援ネット代表理事
- 12 仙 台 農 協 女 性 部 長

#### 別表第2（第7条関係）

- 1 仙 台 市 経 済 局 農 林 部 長
- 2 仙台市農業委員会事務局事務課長
- 3 仙台農業協同組合営農部長
- 4 宮城県農業共済組合宮城中央支所長

- 5 仙台市土地改良区連絡協議会事務担当者
- 6 宮城県仙台農業改良普及センター地域農業班仙台担当者
- 7 仙台市経済局農林部農政企画課長
- 8 仙台市経済局農林部農業振興課長
- 9 仙台市経済局農林部農林土木課長